### 広報

# 传统传

## 平成 24 年 11 月 1 日



## Content

V	●子どもと家庭、女性・ひとり親、高齢の方へ…	1
	<ul><li>お知らせ</li></ul>	3
	●こどものページ	17
	<ul><li>● 11 月のテレビはむら</li></ul>	17
	● 11 月の相談日ほか	18

#### 表紙の写真

#### みんな集まれ!子どもフェスティバル

11 月 10 日出・11 日间にゆとろぎで、青少年 健全育成の集い・子どもフェスティバルを行い ます。

当日は、模擬店やアトラクションなどが盛りだくさんです。呼び込み・調理・販売など、青少年たちが一生懸命取り組みます。ぜひ、お越しください。

詳しくは、3~4ページをご覧ください。 (写真:平成23年11月12日出撮影)

18歳未満のお子さんと家庭に関する 相談に応じています。

#### 相談内容

子どもの生活習慣や発育・発達(臨床 心理士がいます)・育児など、子育て全般

- ■市内3つの児童館でも子育て相談に応 じています。
- □ 中央児童館 **☎** 554-4552 火・木・土曜日
- □ 東児童館 ☎ 570-7751 火・金・日曜日
- □西児童館 ☎ 554-7578 月・水・金曜日
- ※時間はいずれも午前9時~正午



#### ●こちらでも相談できます

#### 立川児童相談所

立川市曙町 3-10-19 ☎ 523-1321

相談日時 月~金曜日(祝日、年末 年始を除く)午前9時~午後5時

#### 東京都児童相談センター

**2** 03-3208-1121

相談日時 月~金曜日 午前9時~ 午後5時

※虐待など緊急性のある相談には、 土・日曜日、祝日、夜間(午後5 時 45 分以降の閉庁時間帯) も対応

女性の方やひとり親(母子・父子)家庭に関する相談に応じ ています。

#### 相談内容

- ●ひとり親家庭全般 ●離婚や経済的なこと、仕事のこと
- ●母子自立支援プログラム(母子・父子)、職業訓練などの就労
- ●教育訓練給付金、高等技能訓練促進費の受給(母子のみ)
- ●母子および女性福祉資金(母子および寡婦のみ)
- ■羽村市と福生市のどちらでも相談できる「女性悩みごと相談」 も利用できます。

#### 申込み

- □羽村市広報広聴課市民相談係 ☎ 555-1111 內 199 (相談日時…第1・3・5 水曜日午後1時30分~4時30分)
- □福生市秘書広報課広報広聴係 ☎ 551-1529 (相談日時…第2・4水曜日午前9時~午後1時)

#### ●こちらでも相談できます

#### 東京ウィメンズプラザ

**2** 03-5467-2455

相談日時 毎日(年末年始を除く) 午前9時~午後9時

東京都女性相談センター多摩支所 **25** 522-4232

相談日時 月~金曜日(祝日、年末 年始を除く)午前9時~午後4時

#### 女性の人権ホットライン

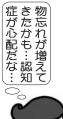
東京法務局が開 設します。詳しく は、15ページをご 覧ください。



高齢の方が住み慣れた地域で安心して 生活を続けられるよう支援を行います。

#### 相談内容

- ●介護予防に関すること
- ●成年後見制度の利用支援や高齢者虐待対 応などの権利擁護に関すること
- ●サービスの利用に関すること など
- ※主任ケアマネジャーや社会福祉士・保健 師(看護師)が連携し、さまざまな相談 に対応します。





(介護保険な)

#### ●こちらでも相談できます

羽村市地域包括支援センター羽村園 (特別養護老人ホーム羽村園内)

**5** 555-8815

羽村市五ノ神 364-4

相談日時 月~金 曜日(祝日、年 末年始を除く) 午前 8 時 30 分~ 午後5時



※平成24年10月1日から、障害者虐待防止法が施行されました。 詳しくは、広報はむら10月1日号をご覧ください。

#### 11月12日~25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」週間

配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セク シュアル・ハラスメントなど「女性に対する暴力」は、

女性の人権を著しく侵害し、男女共 同参画社会を形成する上で克服すべ き重要課題です。

「暴力を絶対に許さない」という意 識を社会全体で持つことが重要です。

問合せ 企画政策課企画政策担当 内 314

▲女性に対する暴力 根絶のためのシン ボルマーク

#### 11 月は児童虐待防止推進月間

#### 気づくのは あなたと地域の 心の目

児童虐待は社会全体で解決していくべき重大な 課題です。虐待を受けていると思われる子どもを 見つけた時や、自身が子育てで悩ん

だ時は、子ども家庭支援センターま たは児童相談所へ連絡してください。

みんなで関心をもち、子どもの笑 顔を守りましょう。

問合せ 子ども家庭支援センター **5**78-2882

のシンボル「オ レンジリボン」

